



# 鳥取県公報

平成 26 年 9 月 2 日 (火)  
号外第 82 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 条 例 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例  
(41) (地域振興課) . . . . . 3
- ◇ 規 則 鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則 (42) (業務効率推進課) . . . . . 7

=====公布された条例のあらまし=====

◇鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例等の一部改正について

## 1 条例の改正理由

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等の一部改正に伴い、関係する条例について所要の改正を行う。

## 2 条例の概要

## (1) 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正

ア 市町村が処理する鳥獣の捕獲等の許可等の事務の中に、公務所等への照会の事務が含まれることを明記する。

イ 市町村が処理する事務について定めた規定中引用する母子及び寡婦福祉法施行令の題名を改める。

## (2) 鳥取県附属機関条例の一部改正

鳥取県社会福祉審議会の調査審議事項について定めた規定中引用する母子及び寡婦福祉法の題名を改める。

## (3) 鳥取県特別医療費助成条例の一部改正

ア 補助金の交付について定めた規定中引用する中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の題名を改める。

イ 補助金の交付の対象となる医療を受ける者について定めた規定中引用する母子及び寡婦福祉法の題名等を改める。

## (4) 施行期日は、公布日とする(1)アに関する事項を除き、平成26年10月1日とする。

=====公布された規則のあらまし=====

◇鳥取県事務処理権限規則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律が制定され、公務員の消防団員との兼職については職務の遂行に著しい支障のない限り承認を与えるとされたことに伴い、その事務に係る事務処理権限について所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

## (1) 所属職員の消防団員との兼職の承認に係る事務処理権限については、所属の長に委任する。

## (2) 施行期日は、公布日とする。

# 条 例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年9月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県条例第41号

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例等の一部を改正する条例

(鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成11年鳥取県条例第35号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																				
<p>別表(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">事務</th> <th style="width: 30%;">市町村等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8の2 <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)の施行のための規則に基づく事務のうち、別に規則で定めるもの</u></td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>26 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 第9条第1項の規定による鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可(被害の防止を目的とする<u>鳥獣(クマ並びにヘラサギ、ホンドモモンガ、ヤマネ、オオハクチョウ、シノリガモ、ハイロチュウヒ、コミミズク、コノハズク、カヤクグリ及びホシガラスを除く。)</u>の捕獲等及び鳥類(カルガモ、キジバト、ドバト、スズメ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、カワウ、ダイサギ、チュウサギ、アオサギ及びコサギに限る。)の卵の採取等に係るものに限る。</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	事務	市町村等	略		8の2 <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)の施行のための規則に基づく事務のうち、別に規則で定めるもの</u>	略	略		26 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 第9条第1項の規定による鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可(被害の防止を目的とする <u>鳥獣(クマ並びにヘラサギ、ホンドモモンガ、ヤマネ、オオハクチョウ、シノリガモ、ハイロチュウヒ、コミミズク、コノハズク、カヤクグリ及びホシガラスを除く。)</u> の捕獲等及び鳥類(カルガモ、キジバト、ドバト、スズメ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、カワウ、ダイサギ、チュウサギ、アオサギ及びコサギに限る。)の卵の採取等に係るものに限る。	略	<p>別表(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">事務</th> <th style="width: 30%;">市町村等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>8の2 <u>母子及び寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)の施行のための規則に基づく事務のうち、別に規則で定めるもの</u></td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>26 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 第9条第1項の規定による鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可(被害の防止を目的とする<u>狩猟鳥獣(クマを除く。)</u>又は<u>狩猟鳥獣以外の鳥獣でヘラサギ、ホンドモモンガ、ヤマネ、オオハクチョウ、シノリガモ、ハイロチュウヒ、コミミズク、コノハズク、カヤクグリ及びホシガラス以外のもの</u>の捕獲等(かすみ網を使用する方法以外の<u>猟法を用いるものに限る。)</u>)及びカルガモ、キジバト、ドバト、スズメ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、カワ</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	事務	市町村等	略		8の2 <u>母子及び寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)の施行のための規則に基づく事務のうち、別に規則で定めるもの</u>	略	略		26 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 第9条第1項の規定による鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可(被害の防止を目的とする <u>狩猟鳥獣(クマを除く。)</u> 又は <u>狩猟鳥獣以外の鳥獣でヘラサギ、ホンドモモンガ、ヤマネ、オオハクチョウ、シノリガモ、ハイロチュウヒ、コミミズク、コノハズク、カヤクグリ及びホシガラス以外のもの</u> の捕獲等(かすみ網を使用する方法以外の <u>猟法を用いるものに限る。)</u> )及びカルガモ、キジバト、ドバト、スズメ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、カワ	略
事務	市町村等																				
略																					
8の2 <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)の施行のための規則に基づく事務のうち、別に規則で定めるもの</u>	略																				
略																					
26 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 第9条第1項の規定による鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可(被害の防止を目的とする <u>鳥獣(クマ並びにヘラサギ、ホンドモモンガ、ヤマネ、オオハクチョウ、シノリガモ、ハイロチュウヒ、コミミズク、コノハズク、カヤクグリ及びホシガラスを除く。)</u> の捕獲等及び鳥類(カルガモ、キジバト、ドバト、スズメ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、カワウ、ダイサギ、チュウサギ、アオサギ及びコサギに限る。)の卵の採取等に係るものに限る。	略																				
事務	市町村等																				
略																					
8の2 <u>母子及び寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)の施行のための規則に基づく事務のうち、別に規則で定めるもの</u>	略																				
略																					
26 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 第9条第1項の規定による鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可(被害の防止を目的とする <u>狩猟鳥獣(クマを除く。)</u> 又は <u>狩猟鳥獣以外の鳥獣でヘラサギ、ホンドモモンガ、ヤマネ、オオハクチョウ、シノリガモ、ハイロチュウヒ、コミミズク、コノハズク、カヤクグリ及びホシガラス以外のもの</u> の捕獲等(かすみ網を使用する方法以外の <u>猟法を用いるものに限る。)</u> )及びカルガモ、キジバト、ドバト、スズメ、ハシボソガラス、ハシブトガラス、カワ	略																				

<p>(2)から(16)までにおいて同じ。)</p> <p>(2)～(22) 略</p> <p>(23) 第75条第1項の規定による報告の徴収(この項に規定する事務に係るものに限る。(24)及び(25)において同じ。)</p> <p>(24) 略</p> <p>(25) <u>第75条の2の規定による公務所等への照会</u></p>	<p>ウ、ダイサギ、チュウサギ、アオサギ又はコサギの卵の採取等に係るものに限る。(2)から(16)までにおいて同じ。)</p> <p>(2)～(22) 略</p> <p>(23) 第75条第1項の規定による報告の徴収(この項に規定する事務に係るものに限る。(24)において同じ。)</p> <p>(24) 略</p>
略	
<p>28 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第9条第1項の規定による鳥獣の捕獲等の許可(被害の防止を目的とする<u>鳥獣(クマに限る。)</u>の捕獲等に係るものに限る。<u>(2)から(16)まで</u>において同じ。)</p> <p>(2)～(16) 略</p> <p>(17) 第75条第1項の規定による報告の徴収(この項に規定する事務に係るものに限る。(18)及び(19)において同じ。)</p> <p>(18) 略</p> <p>(19) <u>第75条の2の規定による公務所等への照会</u></p>	<p>28 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 第9条第1項の規定による鳥獣の捕獲等の許可(<u>クマによる被害の防止を目的とするもの</u>に限る。<u>以下この項</u>において同じ。)</p> <p>(2)～(16) 略</p> <p>(17) 第75条第1項の規定による報告の徴収(この項に規定する事務に係るものに限る。(18)において同じ。)</p> <p>(18) 略</p>
略	

(鳥取県附属機関条例の一部改正)

第2条 鳥取県附属機関条例(平成25年鳥取県条例第53号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第1(第2条関係)		別表第1(第2条関係)	
名称	調査審議する事項	名称	調査審議する事項
略		略	
鳥取県社会福祉審議会	略	鳥取県社会福祉審議会	略
	(3) <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法</u> (昭和39年法律第129号)第7条に規定する事項		(3) <u>母子及び寡婦福祉法</u> (昭和39年法律第129号)第7条に規定する事項

略	略
略	略

(鳥取県特別医療費助成条例の一部改正)

第3条 鳥取県特別医療費助成条例(昭和48年鳥取県条例第27号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(補助金の交付)</p> <p>第3条 知事は、市町村が別表に掲げる者(生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護又は<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付(以下「支援給付」という。)</u>を受けている者を除く。)の医療費のうち被保険者等負担金について助成するときは、当該市町村に対し、その助成に要する経費について補助金を交付する。</p> <p>2 略</p> <p>別表(第3条関係)</p> <p>(1)~(4) 略</p> <p>(5) 配偶者のない女子(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子をいう。)で現に児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。)を扶養しているもの及び配偶者のない男子(同条第2項に規定する配偶者のない男子をいう。)で現に児童を扶養しているもののうち、前年(当該医療を受ける日の属する月が1月から6月までの場合にあっては、前々年。以下同じ。)の所得(他の所得と区分して所得税が課されるものを除く。以下同じ。)について、所得税法その他の所得税に関する法令の規定により所得税が課されていないもの(前年の所得について、所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)第1条の規定による改正前の所得税法第2条第1項及び第84条第1項の規定を適用したならば所得税が課されないものを含む。)並びにこれらの者が扶養している児童</p> <p>(6) 略</p>	<p>(補助金の交付)</p> <p>第3条 知事は、市町村が別表に掲げる者(生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護又は<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付(以下「支援給付」という。)</u>を受けている者を除く。)の医療費のうち被保険者等負担金について助成するときは、当該市町村に対し、その助成に要する経費について補助金を交付する。</p> <p>2 略</p> <p>別表(第3条関係)</p> <p>(1)~(4) 略</p> <p>(5) 配偶者のない女子(母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項に規定する配偶者のない女子をいう。)で現に児童(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。)を扶養しているもの及び配偶者のない男子(同項及び母子及び寡婦福祉法施行令(昭和39年政令第224号)第1条中「女子」とあるのは「男子」と、「母」とあるのは「父」と読み替えた場合における同法第6条第1項に規定する配偶者のない男子をいう。)で現に児童を扶養しているもののうち、前年(当該医療を受ける日の属する月が1月から6月までの場合にあっては、前々年。以下同じ。)の所得(他の所得と区分して所得税が課されるものを除く。以下同じ。)について、所得税法その他の所得税に関する法令の規定により所得税が課されていないもの(前年の所得について、所得税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第6号)第1条の規定による改正前の所得税法第2条第1項及び第84条第1項の規定を適用したならば所得税が課されないものを含む。)並びにこれらの者が扶養している児童</p> <p>(6) 略</p>

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。ただし、第1条中鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表26の項及び28の項の改正規定は、公布の日から施行する。

# 規 則

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年9月2日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第42号

鳥取県事務処理権限規則の一部を改正する規則

鳥取県事務処理権限規則（平成8年鳥取県規則第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改正後											改正前												
別表(第3条、第4条、第6条、第1条関係) 一般の事務に係る事務処理権限											別表(第3条、第4条、第6条、第1条関係) 一般の事務に係る事務処理権限												
事 項		事 務 処 理 権 限 の 区 分									事 項		事 務 処 理 権 限 の 区 分										
種 類	内 容	知事	専 決 権 者				委 任 決 裁 権 者					種 類	内 容	知事	専 決 権 者				委 任 決 裁 権 者				
			部長	課長	会計 担当 職員	地方機 関の長	副知事	部長	局長	課長	地方機 関の長				部長	局長	課長	地方機 関の長					
略											略												
三 組織 及び人 事管理 に関する 事務	略												略										
	16 報酬を伴わない市 町村等の附属機関、 他団体の審計委員会 等の委員等への職員 の就任の決定 (一) 部長等又は次 長等に係るもの (二) (一)以外の本 庁の所属職員に係 るもの (三) 地方機関の所 属職員に係るもの																						
	17 地方議員との兼職 の承認 (一) 部長等、総合 事務所長及び日野 振興センターの長 に係るもの (二) 次長等及び地 方機関の長（総合 事務所長及び日野 振興センターの長 を除く。）に係る もの (三) 所属職員に係 るもの																						
	18 1から17までに掲 げるもの以外の (一)～(三) 略	略																					
略											略												

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。